

回答

袖ヶ浦市南庁舎売店出店者募集に係るについて、以下のとおり回答します。

質問番号	質問箇所 (ページ・項目)	質問内容	回答
1	2	火気厳禁のついて承知致しましたが、電子機器を使用した食品の簡単な調理は可能なのでしょうか。	必要な設備が整っていないため、当売店スペースで食品衛生法上の営業の許可が必要な行為はできません。 当売店スペースでは物品販売が原則となりますが、販売するものや販売の方法など、君津保健所をはじめとする関係各所に事前にご相談ください。
2	2	営業時間営業日についてですが、天候や社内で感染症などが発生し、営業できない日が出てしまった場合は休業することができるのでしょうか。	台風や大雪などの天候、感染症などやむを得ない理由がある場合は、休業することも可能です。 ただし、原則として前日の時間内にご一報ください。
3	6	販売する物品についてですが、日替わりのもの、弁当やスイーツなどは最初にすべて登録しなくてはなりませんか？	募集要項P2に必須物品として記載されている食物、飲物については、随時出品物を更新いただいて構いません。また、上記の場合の登録等は必要ありません。 一方、任意物品に該当するものを販売する際には、随時市と協議してください。
4	6	何らかの事情で契約期間内に撤退をする場合の取り決め事項について教えてください。違約金など発生するのか。	今回は行政財産の使用許可という手続で出店していただくこととなります。契約ではございませんので違約金は発生しません。 ただし、募集要項のP6に記載のとおり、原状復旧を行ったうえでの引き渡しとなりますのでご承知おきください。
5		現在パンやお弁当など販売されていると思いますが、そちらの売り上げは月どのくらいでしょうか。可能であれば参考にしたいので教えてください。またこちらの売店の他に既存の販売されている店舗さんもいままでと変わらず営業されるのでしょうか？	現在、北庁舎1階で出店している弁当等の販売を行っている事業者に対して売上報告を求めているため、市で売上額を把握しておりません。弁当を販売している事業者は、多くの日で完売しているようです。 また、この弁当等の販売につきましては、売店開設以降、現在の場所から売店スペースに対して距離を取る形で移設することを検討しております。